

# 資料4

## 「養父市 中山間農業改革特区」の更なる発展のために — 農業生産法人の更なる規制緩和について —

平成27年1月27日  
公益財団法人都市化研究公室  
理事長 光多 長温

養父市が、眞の意味で中山間地農業のモデルとなるためには、その中心的な担い手となるべき農業生産法人等の「法人」が、農地を安定的に所有しながら、6次産業化・輸出産業化を更に推し進める必要がある。

一昨年に成立した国家戦略特区法では、農業生産法人の役員要件を緩和し、今回の事業の多くも、この規制改革メニューを活用しているものであるが、養父市を更に眞の「農業改革拠点」にするためには、農業生産法人に関する更なる要件緩和が必要である。

### 1. 役員要件の緩和

農業生産法人の役員の過半は、農業に常時従事する構成員となっている必要があるため、必ず出資しなくてはならない。本来、企業については、役員要件と構成員（出資）要件は、切り離して考えるべきものであり、「役員が出資者」である必要はないものと考えられる。

こうした制度的制約のため、今回の事業主体である「養父新鮮組」において、実際に農作業に従事する役員が、ほとんど意義の認められない出資を行うことになった。

### 2. 構成員（出資）要件の緩和

「養父新鮮組」における(有)新鮮組のように、新たに設立される「農業生産法人」の農業に密接な関係を有する「法人」である場合には、「法人」であることを理由に、出資を抑制する必要はないものと考えられる。

こうした制度的制約のため、「養父新鮮組」は、(有)新鮮組と㈱養父町開発の共同出資による設立が叶わず、岡本社長「個人」が出資を行うことになった。

### 3. 出資・事業要件の緩和のための養父市の環境整備の必要性

農業生産法人の出資・事業要件（主たる事業が農業）の緩和を一層進めるためにも、企業が農地を所有した場合、万が一にも、農地が耕作放棄地や産廃置場になるような懸念を完全に払拭するため、養父市においては、こうしたことが万一生じた場合の罰則や、自治体自らがこうした農地を買い取ることなど、原状回復の担保措置を、市の条例により早急に講じる必要がある。